

裁 決 書

審査請求人

鹿児島県大島郡

処分を行った行政庁

独立行政法人

環境再生保全機構

主 文

本件審査請求に係る独立行政法人環境再生保全機構の処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の本件審査請求の趣旨は、独立行政法人環境再生保全機構（以下「処分庁」又は「機構」という。）が平成19年8月3日付けで請求人に対して行った石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による決定を行わないものとする処分（以下「原処分」という。）を取り消すことを求めるものである。

これに対し、処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

2 理由

請求人は、本件審査請求の理由として、請求人の母

請者」という。) が明らかに石綿による被害で健康を損ねているにもかかわらず、その関連性について適正な判断をしていないので、今回の処分には納得できないと主張する。

これに対し、処分庁は、上記主張を否認している。

第2 事案の概要

1 経過

- (1) 認定申請者は、石綿を吸入することにより指定疾病である中皮腫にかかったとして、処分庁に対し、平成18年10月12日付けで法第4条第1項の規定に基づいて認定申請を行ったが、同月■■■■に死亡した。
- (2) そこで、請求人は、処分庁に対し、同年11月29日に法第5条第1項に基づき申請中死亡者に係る決定申請を行った。
- (3) これに対し、処分庁は、環境大臣に対し、同年12月27日、請求人から提出を受けた資料等を添えて医学的事項の判定を申し出、さらに、同19年6月15日、細胞診標本3枚を追加資料として添えて医学的事項の再判定を申し出たところ、同年7月27日、同大臣から、「提出された細胞診標本、放射線画像等を含めた資料を総合的に判断した結果、中皮腫でないと判定されたため」、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと認められない」との通知を受けたので、同年8月3日、請求人に対し、原処分に係る通知を行った。

(同通知の概要)

上記環境大臣からの通知と同一の理由により、認定申請者が法第4条第1項の認定を受けることができる者でないことと決定した。

- (4) これに対し、請求人は、これを不服として、当審査会に対し、同年9月28日付けで本件審査請求を行った。

2 争点

本件における争点は、認定申請者がかかっていた疾病が指定疾病である中皮腫かどうかである。

第3 争点に関する当事者の主張

(略)

第4 審査資料

(略)

第5 判断

1 請求人提出の医学的資料について

(1) 内容

請求人提出の医学的資料は、後に検討する画像を除くと、以下のとおりである。

ア 診断書（中皮腫用）（物件3）

診断名は、「胸膜中皮腫（疑）」とされているが、組織型は不明で、臨床経過欄を見ても、中皮腫を窺わせる記載はない。

イ 細胞診報告書（同8）

これは、細胞診標本（同15）を資料として2回にわたって検査が行われ、その結果を記載した細胞診検査報告書（同9及び10）を基に記載されたもので、いずれも「class II 陰性」とされている。

(2) 検討

請求人提出の医学的資料は、画像を除けば、十分とは言い難く、また、中皮腫を証明するものとも言えない。

2 医学的判定について

(1) 内容

一方、処分庁が中皮腫と認定しなかった理由については、処分庁から請求人あての通知（物件18）では、「本件については、提出された細胞診標本、放射線画像等を含めた資料を総合的に判断した結果、中皮腫でないと判定されたため。」と記載されているに過ぎないので、その詳細は不明であるが（なお、この点について、当審査会としては、この程度の理由の開示をもってしては、処分の理由の提示を求める行政手続法第8条の要請を満たさないばかりか、石綿による健康被害の迅速な救済を図るという法の趣旨にももとるものであって、請求人に対してより詳細な理由が告げられるべきであると考え。）、その根拠は医学的事項の判定にあると思料されるので、処分庁の「弁明書の補充について（回答）」（前記第4の4）によって、細胞診標本3枚が追加資料として提出された後の審議状況を見てみると、以下のとおりであるとされている。

ア 第42回審査分科会（平成19年6月27日）

上記細胞診標本を鏡検した結果、異型細胞が散見されるが、細胞形態学的に中皮腫は否定的で、組織球に由来するものと考えられ、炎症性変化の可能性が高いとされた。また、画像からも腫瘍を疑わせる所見が認められなかった。このため、中皮腫でないと整理された。

イ 第25回小委員会（同年7月24日）

第42回審査分科会の整理結果が支持され、「中皮腫でない」と判断された。

（2）検討

以上の審査分科会及び小委員会の審議の経過及び内容から、主に細胞診標本の鏡検結果が重視されて否定的な結論に達したと思われるが、上記細胞診標本は、そもそも class II とされていたのであるから、これを

見分しても中皮腫が否定されることは当然であろう。他方、画像診断については、何をもって「腫瘍を疑わせる所見が認められなかった」と判断したのかが不明である。

3 当審査会における検討

(1) 画像について

当審査会では、本件審査請求の当否を判断するに当たっては、本件においてほぼ唯一の有力な資料である画像を自ら見分する必要を認め、これを保管する■■■■クリニックから物件11のエックス線フィルム及びCTフィルムの提出を受けた上、画像診断に豊富な知識と経験を有する専門委員を交えて検討したところ、その結果は、次のとおりであった。すなわち、胸膜にでこぼこした腫瘍が形成されていること、腫瘍が縦隔及び葉間に浸潤していること、そして、石灰化を伴う胸膜プラークが認められることからすると、中皮腫の可能性が高いと認められた。なお、中皮腫では、血性胸水が時に見られるとされている。

(2) 考察

本件において中皮腫か否かを医学的に判定する資料としては、細胞診検査の結果がclass IIに止まっているから、画像に限定されており、病理組織学的検査もなされていないことから、不十分であると言わざるを得ない。

しかしながら、上記のように医学的資料が乏しいことは、認定申請者が認定申請書作成の■■■■死亡するという不幸な事情も手伝っているものと思料され、特に請求人側に責められるべき事情は認められない。したがって、中皮腫であることを立証する医学的資料が十分でないことの故をもって請求人に不利益を負わせることは相当ではなく、現に存在し、

提出することが可能な限りの資料をもって判断すべきであると考える。

すなわち、本件においては、現に存在し、提出することが可能な資料は画像であるから、これによって判断すべきであるところ、その見分結果は、(1)に記載したとおりであり、画像診断の結果、医学的には中皮腫である可能性が高いものと認められる。

そこで、このように、医学的には資料が十分でないこともあって中皮腫であると確定的には判断できないものの、中皮腫である可能性が相当程度ある場合においては、例えば、「中皮腫である可能性がある」とか「中皮腫であることを否定できない」といった医学的判定があってもよいと思われる。そして、他に中皮腫である可能性を否定するに足りる資料がないときは、迅速に石綿による健康被害を救済せんとする法の趣旨、目的に鑑みれば、そのような場合には、法上の中皮腫と認定して差し支えないと考える。

4 結論

認定申請者の申請に係る疾病である中皮腫でないとした環境大臣の医学的判定には疑問があり、この判定を踏まえて処分庁が中皮腫と認定せずに行った原処分は不当である。したがって、これを取り消すこととする。

よって、主文のとおり裁決する。

平成21年3月19日

公害健康被害補償不服審査会

審査長 大 森 淳

審査員 町 田 和 子

審査員 清 水 夏 繪